

# 船舶の新規登録申請

船舶法第5条第1項  
(総トン数20トン以上の日本船舶)

## 【申請対象者】

船舶所有者(又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士)

## 【提出時期】

法務局へ日本船舶を登記した後

## 【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第3号〕

## 【添付書類】

船舶登記簿謄本(船舶法施行細則第17条)

## 【手数料】

- ・登録手数料(新規)(船舶法施行細則第48条)

20,100円

※所定の様式〔手数料様式第1号〕に収入印紙を貼付

- ・船舶国籍証書の交付手数料(船舶法施行細則第51条)

4,500円

7,500円(英語併記の場合)

※所定の様式〔手数料様式第2号〕に収入印紙を貼付

## 【申請先】

最寄りの地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)

又は、運輸支局(事務所)